

国 自 整 第 1 2 6 号
平成 1 8 年 3 月 2 日
改正 国 自 整 第 8 4 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日
改正 国 自 整 第 1 3 7 号
平成 2 3 年 3 月 2 5 日
改正 国 自 整 第 3 5 2 号
令和 2 年 4 月 1 日
改正 国 自 整 第 2 7 3 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。

なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日限りで廃止する。

(別添)

行政処分等の基準

1 通則

- (1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。

指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) 行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数については、認証事業者、指定事業者及び優良認定事業者の別毎に別途定める。
- (3) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「自動車整備事業関係行政処分審査委員会」（以下「行政処分審査委員会」という。）を設け、必要に応じ議に付すことにより、行政処分等の量定の加重等の取扱いを決定することができるものとする。

2 違反点数の取扱い

- (1) 事業場の違反点数について

- ① 事業者監査等の際に確認された違反事項については、認証事業者、指定事業者又は優良認定事業者の別毎に、1 (2)により定める違反点数を付し、それらを合計した点数（以下「合計点数」という。）を算出するものとする。
- ② 1 (2)により定める違反事項に該当しない違反事項にあっては、類似事項の点数を勘案のうえ、違反点数を決定するものとする。
- ③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあっては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

- ④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。

イ 過去５年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から２年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) 事業者の累積点数について

① ２(1)の合計点数は、認証事業者及び指定事業者の別毎に運輸支局（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下同じ。）単位で累計し、当該事業者に係る違反点数（以下「累積点数」という。）として管理するものとする。この場合において、認証の取消し及び指定の取消しについては、それぞれ１８０点及び３６０点を累積点数として繰り入れるものとする。

② ①による累計期間は、２年間とする。

なお、２(1)の合計点数が、認証事業者に関しては５点以下の場合、指定事業者に関しては９点以下の場合には、累積点数として計上しないものとする。

3 認証事業者の行政処分

(1) 事業の停止命令

事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が１０点以上の場合、別表１に定めるところにより、事業の停止を命ずる。

② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、２(2)の累積点数が３６０点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の事業の停止を命ずる。

(2) 認証の取消し

認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が１８０点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

④ ５台以上の不正改造を実施した場合

⑤ 法第９２条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑥ 法第９３条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑦ 法第９３条第３号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第８０条第１項第２号ロに該当する場合を除く。）

⑧ 法第１００条第２項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

⑨ ５台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付（いわゆるペーパー車検）し、車検手続きを行った場合又は５台以上の不正改造状態で保

安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合（これらの保安基準適合証を交付した車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくは、５台以上のこれらの手続きを依頼等した場合

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

６①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が２０点以上の場合は、別表２に定めるところにより、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ② 事業場の指定の取消し処分を行うときに、２(2)の累積点数が７２０点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。
- ③ 事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が３６０点以上となった場合
- ② 虚偽の指定申請又は変更届出を行った場合
- ③ ５台以上の不正改造自動車に保安基準適合証等を交付した場合
- ④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合（いわゆるペーパー車検）
- ⑤ ５台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 指定の廃止を届け出なかった場合
- ⑦ 法第９４条の３第２項に基づく是正命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第９４条の８に基づく保安基準適合証等の交付の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第９４条の４第４項に基づく自動車検査員の解任命令に従わなかった場合
- ⑩ 法第９４条の８第１項第２号（法第９３条第２号に該当する場合を除く。）に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第８０条第１項第２号

口に該当する場合を除く。)

- ⑪ 法第94条の8第1項第4号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号口に該当する場合を除く。）
- ⑫ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

(3) 自動車検査員の解任命令

自動車検査員の解任命令は、原則として、自動車検査員が次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 保安基準に適合するかどうかの検査を行わないで保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ② 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ③ 登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ④ 自動車検査証に記載された事項と相違するにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行った場合
- ⑤ 不正改造を実施した場合
- ⑥ 過去2年以内に文書警告に該当する法令違反を行い、再度、行政処分等（口頭注意を除く。）に該当する法令違反を行った場合

(4) 是正命令

6①の改善報告を求めた後、事業場の設備、技術及び管理組織に係る部分が改善されていない場合には、是正命令を行うものとする。

5 優良認定事業者の行政処分

優良認定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が90点以上となった場合
- ② 虚偽の認定申請又は変更届出を行った場合
- ③ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ④ 認証又は指定が取り消された場合（車体整備作業（一種）の認定を受けた工場以外の特種整備工場を除く。）
- ⑤ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度

同項に基づく立入検査を拒否した場合

6 その他

(1) 改善報告

行政処分等（認証、指定又は優良認定の取消し、自動車検査員の解任命令及び口頭注意を除く。）を行った場合には、併せて改善報告の提出を求めるとともに、事業者監査等により事業場における改善状況の確認を行うものとする。

(2) 行政処分の公表

道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。

また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。

(3) 公表方法

事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。

1. 公表する行政処分

- ① 自動車特定整備事業の認証の取消
- ② 自動車特定整備事業の停止
- ③ 指定自動車整備事業の指定の取消
- ④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止
- ⑤ 自動車検査員の解任命令
- ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消
- ⑦ 事業改善命令
- ⑧ 是正命令措置

2. 公表する内容

- ① 処分年月日
- ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）
- ③ 事業者の法人番号（個人を除く。）
- ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）
- ⑤ 行政処分の種類
- ⑥ 主な違反条項
- ⑦ 違反行為の概要

3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間

- ① 公示

i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）

ii 停止処分にあつては、停止処分期間

② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載

行政処分年月日より5年間

(4) 地方運輸局間における情報提供

地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。

附則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に行われた違反事実の取扱いは、なお従前の例によるものとする。ただし、この場合であっても事業場の合計点数に対する行政処分等の量定に限り、この基準を適用する。

附則（平成20年10月22日付け 国自整第84号）

本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）第2条による改正前の道路運送車両法の規定に基づく一時抹消登録証明書に係る場合にあっては、なお従前の例による。

附則（平成23年3月25日付け 国自整第137号）

1 この基準は、平成23年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和2年4月1日付け 国自整第352号）

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。ただし、3(2)⑨にあっては、令和2年7月1日から施行する。

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号）

1 この基準は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。